

越生町結婚祝金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、定住の意思のある新婚夫婦に対し、結婚祝金（以下「祝金」という。）を交付することにより、本町への若者の定住を促進し、人口の増加と町の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本町に永く住むことを前提に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する本町の住民基本台帳に記載され、かつ、本町を生活の本拠とすることをいう。
- (2) 新婚夫婦 市区町村が婚姻届を受理した日（以下「婚姻日」という。）において、どちらかが40歳未満である夫婦をいう。
- (3) 町税等 本町の条例、規則等に定める町税、料金等をいう。

(受給資格)

第3条 祝金の交付は、新婚夫婦であり、かつ、第5条の規定による申請を行う日（以下「申請日」という。）において夫婦ともに次に掲げる要件を全て満たす者でなければ受けることができない。

- (1) 本町に申請日から起算して3年以上の定住の意思があること。
- (2) 婚姻日から起算して6月を経過した日以内までに本町に住所を有し、かつ、居住していること。
- (3) 過去にこの祝金の交付を受けた者との婚姻でないこと。
- (4) 同一人との再婚でないこと。
- (5) 町税等を滞納していないこと。

(祝金の額)

第4条 祝金の額は、新婚夫婦1組に対して10万円とする。

(交付申請)

第5条 祝金の交付を受けようとする新婚夫婦は、婚姻日から起算して1年を経過した日以後に、越生町結婚祝金交付申請書（様式第1号）により、町長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 戸籍謄本（本町以外に本籍を有する場合に限る。）
- (2) 宣誓書（様式第2号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

3 第1項に規定する申請は、婚姻日から起算して2年を経過した日までに

行わなければならない。

(支給決定)

第6条 町長は、前条の規定による祝金の交付申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の適否を決定する。

2 町長は、前項の規定により交付の決定をしたときは、越生町結婚祝金交付決定通知書(様式第3号)により、不交付の決定をしたときは、越生町結婚祝金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条第2項の規定により、祝金の交付決定通知を受けた者は、越生町結婚祝金交付請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、交付決定を受けた新婚夫婦が次のいずれかに該当するときは、祝金の交付決定を取り消し、又は既に祝金を交付した場合においては、越生町結婚祝金返還命令書(様式第6号)により、祝金の全部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正手段により、祝金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 申請日から起算して3年以内に他の市区町村に転出したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、祝金の交付を受けた者にやむを得ない特別の事情があると認めるときは、祝金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (平成28年12月12日要綱第57号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成29年4月1日以後に婚姻した者に適用する。